鹿児島県公報

平成31年3月1日(金)第3498号の2



県 発 行 鹿 児 島 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

規 則

○鹿児島県工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定 める規則(※) (工業用水課取扱い) 1

示

- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 2
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定の更新 (3件) (障害福祉課取扱い) 2
- ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
- ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
- ○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定の辞退(高齢者生き生き推進課取扱い)4
- ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 4
- ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定(高齢者生き生き推進課取扱い)5
- ○漁業の免許内容等の事前決定 (水産振興課取扱い) 5
- ○肥料の登録の有効期間の更新
- ○県営土地改良事業の換地計画の決定 (農地整備課取扱い) 6
- ○道路の区域の変更(2件)
- ○道路の供用の開始(2件)
- ○都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧
- ○都市計画と畜場の変更に係る図書の写しの縦覧
- ○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
- サービスの事業の廃止
- ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定
 - 告 公
- ○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告
- ○平成31年度技能検定(前期)実施公告
- ○平成31年度技能検定(随時)実施公告
- ○開発行為に関する工事の完了公告
- ○競争入札の参加者の資格に関する公告(2件)
- ○落札者等の公告(2件)
- ○一般競争入札公告(2件)

(商工政策課取扱い) 9

(食の安全推進課取扱い) 6

(道路維持課取扱い) 6

(道路維持課取扱い) 7

(都市計画課取扱い) 7

(都市計画課取扱い) 7

(鹿児島地域振興局取扱い) 8

(姶良・伊佐地域振興局取扱い) 8

(北薩地域振興局取扱い) 8

- (雇用労政課取扱い) 9
- (雇用労政課取扱い) 11
 - (建築課取扱い) 13

 - (管財課取扱い) 13
 - (管財課取扱い) 15
 - (総務課取扱い) 16
- (県立種子島高等学校取扱い) 18

教育委員会規則

○鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則(※)

(高校教育課取扱い) 20

規 則

鹿児島県工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規

則をここに公布する。

平成31年3月1日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第2号

鹿児島県工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鹿児島県工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成30年鹿児島県条例第48号)の施行期日は、平成31年3月5日とする。

告 示

鹿児島県告示第141号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成31年3月1日

鹿児島県知事 三反園訓

薬	局	辞退年月	自立支援医療
名称	所 在 地	日	の種類
はらだ薬局中郷店	薩摩川内市中郷一丁目12番21	平成31年	育成医療・更
	号	1月31日	生医療

鹿児島県告示第142号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成31年3月1日

鹿児島県知事 三反園訓

	病 院 又 は 診 療 所					
名	称	所 在 地	日	の種類		
加治木温泉病院		姶良市加治木町木田4714	平成31年	育成医療・更		
			3月1日	生医療		
水間内科医院		奄美市名瀬鳩浜町307-2	平成31年	更生医療		
			3月1日			
宮上病院		大島郡徳之島町亀津7268	平成31年	育成医療・更		
			3月1日	生医療		

鹿児島県告示第143号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成31年3月1日

鹿児島県知事 三反園訓

		薬		更新年月	自立支援医療
名	称		所 在 地	日	の種類
みやび薬局			日置市東市来町湯田2992番地	平成31年	育成医療・更
				3月1日	生医療
マリン薬局			出水市平和町335番2	平成31年	育成医療・更
				3月1日	生医療

鹿児島県告示第144号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。 平成31年3月1日

鹿児島県知事	三反園訓

	薬	更新年月	自立支援医療	
名	称	所 在 地	日	の種類
さと薬局		伊佐市大口里358番地1	平成31年	育成医療・更
			3月1日	生医療
もりた薬局		伊佐市大口目丸153番地1	平成31年	育成医療・更
			3月1日	生医療
なごみ薬局		奄美市名瀬和光町31番15号	平成31年	育成医療・更
			3月1日	生医療

鹿児島県告示第145号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成31年3月1日

鹿児島県知事 三反園訓

1					· —	人国可
事業	業 所	指定	居宅サービス事業者	<u>.</u>	廃止年月	サービス
名 称	所 在 地	名称又は氏名	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	展 正 平 月	の種類
風の村クリニッ	鹿屋市野里町	波江野 力			平成31年	訪問看護
ク	2514番地				1月31日	
訪問看護ステー	姶良市蒲生町下	社会福祉法人建	姶良市東餅田	伊東 安男	平成31年	訪問看護
ション南天園	久徳543番地2	昌福祉会	2602番地		1月31日	
風の村クリニッ	鹿屋市野里町	波江野 力			平成31年	訪問リハ
ク	2514番地				1月31日	ビリテー
						ション
風の村クリニッ	鹿屋市野里町	波江野 力			平成31年	居宅療養
ク	2514番地				1月31日	管理指導
ヘルパーステー	奄美市名瀬港町	一般社団法人奄	大島郡瀬戸内町	古谷雄一郎	平成31年	訪問介護
ション未来	18番地19号1階	美雇用福祉支援	古仁屋字松江4		2月9日	
		協会	番地1			
桃源郷デイサー	出水郡長島町鷹	社会福祉法人東	出水郡長島町鷹	田中 悟	平成31年	通所介護
ビスセンター	巣740番地2	長会	巣740番地2		3月31日	
喜界町老人デイ	大島郡喜界町大	喜界町	大島郡喜界町大	川島 健勇	平成31年	通所介護
サービスセンタ	字赤連65番地		字湾1746番地		3月31日	
一喜界園						
喜界園	大島郡喜界町大	喜界町	大島郡喜界町大	川島 健勇	平成31年	短期入所
	字赤連69番地		字湾1746番地		3月31日	生活介護

鹿児島県告示第146号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成31年3月1日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所			申 請 者			松皮左口	T 18 -
名	称	所 在 地	名 称	主たる事務所の	代表者の氏 名	指定年月 日	サービスの種類
総合サス	ポートセ	鹿屋市飯隈町	社会福祉法人愛	鹿屋市海道町	指宿 興一	平成31年	訪問介護
ンター	ラン	3368番地 1	光会	729番地 6		2月1日	

総合サポートセ	鹿屋市飯隈町	社会福祉法人愛	鹿屋市海道町	指宿 興一	平成31年	通所介護
ンター ラン	3368番地 1	光会	729番地 6		2月1日	
デイサービス	出水市福之江町	介護支援セカン	出水市福之江町	海津美惠子	平成31年	通所介護
セカンドライフ	1226番地	ドライフLIF	1226番地		2月1日	
		E合同会社				
訪問看護ステー	伊佐市大口里	合同会社Eプラ	熊本県球磨郡錦	豊永 昭人	平成31年	訪問看護
ションおうち生	3111-1	スケア	町大字一武2609		2月21日	
活応援団 伊佐			番地2			
事業所						
訪問看護ステー	薩摩川内市西向	株式会社N・フ	大阪市北区堂島	又吉 弘章	平成31年	訪問看護
ション デュー	田町6番32号サ	ィールド	浜一丁目4番4		3月1日	
ン北薩	ンビル別館3階		号アクア堂島東			
	A室		館			

鹿児島県告示第147号

介護保険法(平成9年法律第123号)第91条の規定により,指定介護老人福祉施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

平成31年3月1日

鹿児島県知事 三反園訓

	施	設	指定介護老人福祉施設の開設者				放 11 左 11	11 12 =
名	称	所 在 地	名	称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	日 日 日	サービスの種類
喜界園		大島郡喜界町大	喜界町		大島郡喜界町大	川島 健勇	平成31年	介護福祉
		字赤連69番地			字湾1746番地		3月31日	施設サー
								ビス

鹿児島県告示第148号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により,指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成31年3月1日

鹿児島県知事 三反園訓

事業	業 所	指定介護予防サービス事業者			威 左	サービス
名 称	所 在 地	名称又は氏名	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	廃止年月日	の種類
風の村クリニッ	鹿屋市野里町	波江野 力			平成31年	介護予防
ク	2514番地				1月31日	訪問看護
訪問看護ステー	姶良市蒲生町下	社会福祉法人建	姶良市東餅田	伊東 安男	平成31年	介護予防
ション南天園	久徳543番地2	昌福祉会	2602番地		1月31日	訪問看護
風の村クリニッ	鹿屋市野里町	波江野 力			平成31年	介護予防
ク	2514番地				1月31日	訪問リハ
						ビリテー
						ション
風の村クリニッ	鹿屋市野里町	波江野 力			平成31年	介護予防
ク	2514番地				1月31日	居宅療養
						管理指導
喜界園	大島郡喜界町大	喜界町	大島郡喜界町大	川島 健勇	平成31年	介護予防
	字赤連69番地		字湾1746番地		3月31日	短期入所
						生活介護
ふくもと整形外	いちき串木野市	医療法人金斉会	いちき串木野市	福元 隆史	平成31年	介護予防
科・内科クリニ	春日町8番地		春日町8番地		3月31日	短期入所

鹿児島県告示第149号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護 予防サービス事業者として指定した。

平成31年3月1日

鹿児島県知事 三反園訓

事	業 所		申 請 者		松皮左口	サービス
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	指定年月 日	の種類
訪問看護ステー	伊佐市大口里	合同会社Eプラ	熊本県球磨郡錦	豊永 昭人	平成31年	介護予防
ションおうち生	3111 - 1	スケア	町大字一武2609		2月21日	訪問看護
活応援団 伊佐			番地 2			
事業所						
訪問看護ステー	薩摩川内市西向	株式会社N・フ	大阪市北区堂島	又吉 弘章	平成31年	介護予防
ション デュー	田町6番32号サ	ィールド	浜一丁目4番4		3月1日	訪問看護
ン北薩 ンビル別館3階			号アクア堂島東			
	A室		館			

鹿児島県告示第150号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定により,漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成31年3月1日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁場番号,漁業種類,漁業の名称,漁業の時期,漁場の位置及び漁場の区域 別表のとおり
 - (2) 免許の有効期間 免許の日から平成35年8月31日まで
- 2 制限又は条件 別表のとおり
- 3 免許予定日 平成31年5月20日
- 4 免許申請期間 平成31年3月15日から同月29日まで
- 5 地元地区別表のとおり

別表

漁場	漁業	漁業	漁業	漁場	7-11 - 12 A	Halffl > 2 At 16	1d 1d
番号	種 類	の名称	の時期	の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
	the o					J- 1	上 白 邓 光
大 区	第 2	くる	1 月	大 島	基点1、点ア、点イ及び基点2を順	なし	大島郡瀬
く第	種 区	まえ	1 目	郡瀬	次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸		戸内町
10 号	画 漁	び養	から	戸 内	線によって囲まれた区域		
	業	殖 業	12月	町 蘇	基点及び点の位置		
			3 1 日	刈ホ	基点1 北緯28度07分38秒, 東経129度		
				ノホ	21分50秒		
				シ 高	基点 2 北緯28度07分38秒, 東経129度		
				ン間	21分56秒		
				地 先	点ア 北緯28度07分40秒, 東経129度21		

鹿 児 島 県 公 報 平成31年3月1日(金)第3498号の2

			分52秒	
			点イ 北緯28度07分40秒, 東経129度21	
			分54秒	

鹿児島県告示第151号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により,次のとおり肥料の登録の 有効期間を更新した。

平成31年3月1日

鹿児島県知事 三反園訓

7) 公 亚	更新後の	m kl の発	m ki a a			生 産	業者
登録番	登録の有	肥料の種	肥料の名	保証成分量(%)	その他の規格	氏名又は	A- =r
号	効期限	類	称			名称	住 所
鹿児島	平成37年	肉骨粉	豚肉骨粉	窒素全量 7.5	該当なし	有限会社	日置市伊
県肥第	3月17日		(粒2号)	りん酸全量11.5		鹿児島油	集院町寺
1297号						脂工業	脇87番地

鹿児島県告示第152号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により,土地改良事業県営農村地域防災減災(特殊農地保全)梶ヶ野東迫地区梶ヶ野換地区の換地計画を定めたので,関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお,この決定に不服のある者は,縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に,鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年3月1日

鹿児島県知事 三反園訓

- 縦覧書類の名称 換地計画書の写し
- 2 縦覧期間

平成31年3月4日から同年4月1日まで

3 縦覧場所

曽於市大隅支所産業振興課

鹿児島県告示第153号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお,区域を表示した図面は,平成31年3月1日から2週間,鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月1日

鹿児島県知事 三反園訓

										7F = 7 = 1 4 7 1 1 7 1 4	7 -1 1-7
道路 の 種類	路	線	名	変	更	の	区	間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	与論空	三港?	茶花	大島郡	与論	町大	字立	長字原	前	6.9~17.8	446. 0
	線			峯中尾	908	番 1:	地先	から同	後	10.5~30.3	441.0
				町大字立長字西中尾118番							
				5 地先	まで						

鹿児島県告示第154号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年3月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課に

おいて一般の縦覧に供する。

平成31年3月1日

鹿児島県知事 三反園訓

道路 の 種類	路	線	名	変	更	の	区	間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	川内	串木	野線	薩摩川	内市	「宮」	里町	字池尻	前	7.4~12.9	656. 9
				2762番	1 地	先か	ら同	市高江	後	12.4~36.8	657.0
				町字西	ノ城	2562	番 1	地先ま			
				で							

鹿児島県告示第155号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年3月1日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月1日

鹿児島県知事 三反園訓

道路			供用開始
\mathcal{O}	路線名	供用開始の区間	
種類			の期日
県道	川内串木野線	薩摩川内市宮里町字池尻2762番1地先から同市高江	平成31年
		町字西ノ城2562番1地先まで	3月1日

鹿児島県告示第156号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により,次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年3月1日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月1日

鹿児島県知事 三反園訓

道路 の 種類	路線名	供用開始の区間	供用開始 の 期 日
県道	東郷西方港線	薩摩川内市湯田町字湯大丸6777番5地先から同市湯 田町字多出迫6283番地先まで	平成31年 3月30日

鹿児島県告示第157号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により枕崎市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年3月1日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 枕崎都市計画汚物処理場
 - (2) 名称 枕崎汚物処理場
- 2 関係図書の縦覧場所 鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第158号

鹿 児 島 県 公 報 平成31年3月1日(金)第3498号の2

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により枕崎市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年3月1日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 枕崎都市計画と畜場
 - (2) 名称 枕崎市と畜場
- 2 関係図書の縦覧場所 鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島地域振興局告示第7号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定により,指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成31年3月1日

鹿児島地域振興局長 井多原章一

事	業 所	指定障	章害児通所支援事業:	者	廃止年月	障害児通
名称	所 在 地	名 称	主たる事務所の	代表者の氏		所支援の
名称	所 任 地	名	所在地	名	日	種類
みのり	鹿児島市坂元町	社会福祉法人陽	鹿児島市下田町	梅津 龍哉	平成31年	放課後等
	1087番地 1		353番地		2月28日	デイサー
						ビス
子ども・子育て	鹿児島市小松原	社会福祉法人し	鹿児島市小松原	原田 具子	平成31年	児童発達
支援センターし	二丁目10番15号	らゆき福祉会	二丁目10番15号		3月31日	支援
らゆき						

北薩地域振興局告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成31年3月1日

北薩地域振興局長 大竹俊光

事	業所	指定障	成山左口	障害福祉		
h the	=======================================	h the	主たる事務所の	代表者の氏	廃止年月	サービス
名称	所 在 地	名 称	所在地	名	I	の種類
川内福祉作業	薩摩川内市永利	社会福祉法人薩	薩摩川内市永利	別府 則夫	平成31年	就労移行
	町4107番地6	摩ひまわり	町4107番地6		3月31日	支援

姶良 · 伊佐地域振興局告示第9号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により,次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成31年3月1日

姶良·伊佐地域振興局長 下村一彦

							* *	* '	
事 業 所			申請者					松安左口	障害児通
名 称		55 / #h	k	<i>€/</i> c	主たる事務所の	代表者	首の氏	指定年月	所支援の
名 称		所 在 地	名	称	所在地	名		田	種類
リハケアウイ	ン	姶良市東餅田	リハケ	アウィン	曽於市末吉町深	野田	秀明	平成31年	児童発達
グあいら		1442番地 1	グ株式:	会社	川2459番地 4			2月1日	支援

公告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成31年3月1日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所(団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地) (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成31年3月1日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成31年3月1日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 LAZO表参道
 - 鹿児島市東千石町19番1号 外16筆
- 2 変更事項

駐車場の位置及び収容台数

- (1) 変更前 建物東側敷地隔地 98台
- (2) 変更後 建物東側敷地隔地 60台
- 3 変更年月日

平成31年10月31日

4 届出年月日

平成31年2月19日

.....

平成31年度技能検定(前期)実施公告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、平成31年度技能検 定(前期)を次のとおり実施する。

平成31年3月1日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 技能検定の等級別実施職種
 - (1) 1級及び2級

園芸装飾、造園、機械加工(普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。)、放電加工(数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。)、建築板金(内外装板金及びダクト板金に係るものに限る。)、工場板金(打出し板金に係るものに限る。)、仕上げ(機械組立仕上げに係るものに限る。)、切削工具研削(工作機械用切削工具研削に係るものに限る。)、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作に係るものに限る。)、布はく縫製(ワイシャツ製造に係るものに限る。)、家具製作(家具手加工に係るものに限る。)、建具製作(木製建具手加工に係るものに限る。)、印刷、とび、左官、タイル張り、畳製作、防水施工(アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及び化粧フィルム工事に係るものに限る。)、熱絶縁施工(保温保冷工事に係るものに限る。)、表装(表具及び壁装に係るものに限る。)、塗装(建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。)及びフラワー装飾

(2) 3級

園芸装飾,造園,機械加工(普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。),工場板金(打出し板金に係るものに限る。),機械検査,電子機器組立て,建築大工,とび,左官,塗装(金属塗装に係るものに限る。),舞台機構調整及びフラワー装飾

(3) 単一等級

路面標示施工 (溶融ペイントハンドマーカー工事に係るものに限る。)

なお,(1)から(3)までに掲げる実施職種以外の職種についても,実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に対しては,技能検定を実施する。

2 技能検定の方法

等級別の職種ごとに実技試験及び学科試験によって行う。ただし、実技試験又は学科試験 の免除を受ける資格がある者については、当該試験は免除する。

- 3 技能検定の実施期日
 - (1) 実技試験

平成31年6月7日(金)から同年9月10日(火)までの間において鹿児島県職業能力開発協会が指定する日

(2) 学科試験

等級及び検定職種ごとに次の表に定める日

等級及び検定職種	実 施 期 日
(3級)	平成31年7月14日(日)
園芸装飾 造園 機械加工 工場板金 機械検査 電子機器	
組立て 建築大工 とび 左官 塗装 舞台機構調整 フラ	
ワー装飾	
(1級及び2級)	平成31年8月25日(日)
造園 布はく縫製 とび 防水施工 塗装	
(1級及び2級)	平成31年9月1日(日)
機械加工 電子機器組立て 建設機械整備 婦人子供服製造	
家具製作 建具製作 印刷 左官 畳製作 内装仕上げ施	
工 広告美術仕上げ	
(1級及び2級)	平成31年9月8日(日)
園芸装飾 放電加工 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工	
具研削 タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装飾	
(単一等級)	平成31年9月8日(日)
路面標示施工	

4 技能検定の実施場所

鹿児島県職業能力開発協会が指定する場所

- 5 技能検定試験の手数料
 - (1) 学科試験 3,100円 (学科試験の免除を受けようとする者にあっては、納付を要しない。)
 - (2) 実技試験 17,900円 (3級の実技試験を受験する者で受検資格に必要な訓練又は学科を現に修めているもの(認定職業訓練施設の訓練生で就職している者及び短期課程の訓練生を除く。以下「3級受験在校生」という。)にあっては,11,900円) (実技試験の免除を受けようとする者にあっては、納付を要しない。)

ただし、次に掲げる者にあっては、手数料減額(免除)申請書を提出することにより、 手数料の減額を受けることができる。なお、減額後の手数料は、それぞれ次に掲げる金額 とする。

ア 2級又は3級の実技試験を受験する者(イに掲げる者を除く。)であって、平成31年 4月1日現在において35歳未満のもの(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第 319号)別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。イにおいて同じ。) 8 900円

イ 3級受験在校生であって、平成31年4月1日現在において35歳未満のもの 2,900円

- 6 受検手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 技能検定受検申請書
 - イ 年齢を確認できる書面の写し

- ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあっては、免除を受けることができる者であることを証する書面
- エ 技能検定試験の手数料 (現金又は郵便振替で納付すること。なお、納付された手数料 は返還しない。)
- オ 技能検定試験の手数料の減額を受けようとする者にあっては、手数料減額(免除)申請書
- (2) 提出書類等の提出先

鹿児島県職業能力開発協会(鹿児島市錦江町9番14号 郵便番号 892-0836)

7 提出書類等の受付期間

平成31年4月3日(水)から同月16日(火)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)とし、受付時間は、それぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成31年4月16日の消印のあるものまで受け付ける。

- 8 合格者の発表等
 - (1) 合格者の発表

技能検定の合格者の受検番号を3級は平成31年8月30日(金)に,1級,2級及び単一等級は同年10月4日(金)に鹿児島県商工労働水産部雇用労政課前の廊下及び鹿児島県のホームページ(https://www.pref.kagoshima.jp/)において掲示するとともに,合格者に対し,3級は平成31年8月30日(金)に,1級,2級及び単一等級は同年10月4日(金)に合格通知を発送する。また,実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては,鹿児島県職業能力開発協会が,3級は平成31年8月30日(金)に,1級,2級及び単一等級は同年10月4日(金)に,当該試験に係る合格通知を発送する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

1級又は単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を,2級又は3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書をそれぞれ交付する。

また、このほか、技能検定の合格者には合格した等級の技能士章が交付される。

- 9 その他
 - (1) 受検申請書用紙及び受検案内の請求は, 鹿児島県職業能力開発協会に対して行うこと。
 - (2) 技能検定についての照会は、鹿児島県職業能力開発協会(電話 099-226-3240) 又は 鹿児島県商工労働水産部雇用労政課(鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577 電話 099-286-3019) に対して行うこと。
 - (3) 受検申請書用紙及び受検案内を送付の方法により請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、140円分の郵便切手を貼った返信用封筒(角形2号)を同封すること。
 - (4) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によることとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
 - (5) 受検者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例(平成14年鹿児島県条例第67号)第23条の規定により試験結果(実技試験及び学科試験の得点)を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示をする場所は 鹿児島県商工労働水産部雇用労政課とする。

.....

平成31年度技能検定(随時)実施公告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、平成31年度技能検 定(随時)を次のとおり実施する。

平成31年3月1日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 技能検定の等級別実施職種
 - (1) 2級

機械加工(普通旋盤,数値制御旋盤,フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。),建築板金(内外装板金及びダクト板金に係るものに限る。),仕上げ(機械組立仕上げに係るものに限る。),機械検査,電子機器組立て,電気機器組立て(配電盤・制

御盤組立てに係るものに限る。),冷凍空気調和機器施工,婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製に係るものに限る。),布はく縫製(ワイシャツ製造に係るものに限る。),家具製作(家具手加工に係るものに限る。),建具製作(木製建具手加工に係るものに限る。),建具製作(木製建具手加工に係るものに限る。),配管に係るものに限る。),型枠施工,鉄筋施工(鉄筋組立てに係るものに限る。),コンクリート圧送施工,防水施工(シーリング防水工事に係るものに限る。),内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事,鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。),熱絶縁施工(保温保冷工事に係るものに限る。),表装(壁装に係るものに限る。)及び塗装(建築塗装,金属塗装及び鋼橋塗装に係るものに限る。)

(2) 3級及び基礎級

機械加工(普通旋盤,数値制御旋盤,フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。),鉄工,建築板金(内外装板金及びダクト板金に係るものに限る。),めっき(溶融亜鉛めっきに係るものに限る。),仕上げ(機械組立仕上げに係るものに限る。),機械検査,電子機器組立て、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。),プリント配線板製造(プリント配線板製造に係るものに限る。),冷凍空気調和機器施工,婦人子供服製造,紳士服製造,布はく縫製,家具製作,建具製作,印刷,プラスチック成形(射出成形及びインフレーション成形に係るものに限る。),パン製造,ハム・ソーセージ・ベーコン製造,水産練り製品製造,建築大工,かわらぶき,とび,左官,タイル張り,配管(建築配管に係るものに限る。),型枠施工,鉄筋施工,コンクリート圧送施工,防水施工,内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事,鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。),熱絶縁施工,表装及び塗装(建築塗装,金属塗装及び鋼橋塗装に係るものに限る。)

2 技能検定の方法

等級別の職種ごとに実技試験及び学科試験によって行う。ただし,実技試験又は学科試験 の免除を受ける資格がある者については,当該試験は免除する。

3 技能検定の実施期日

鹿児島県職業能力開発協会が指定する日

4 技能検定の実施場所

鹿児島県職業能力開発協会が指定する場所

- 5 技能検定試験の手数料
 - (1) 学科試験 3,100円 (学科試験の免除を受けようとする者にあっては、納付を要しない。)
 - (2) 実技試験 17,900円 (実技試験の免除を受けようとする者にあっては,納付を要しない。)
- 6 受検手続
 - (1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書

- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあっては、免除を受けることができる者であることを証する書面
- ウ 技能検定試験の手数料(現金又は郵便振替で納付すること。なお、納付された手数料 は返還しない。)
- (2) 提出書類等の提出先

鹿児島県職業能力開発協会(鹿児島市錦江町9番14号 郵便番号 892-0836)

7 提出書類等の受付期間

原則として,技能検定の実施期日の30日前までの日(土曜日,日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに平成31年12月28日(土)から平成32年1月3日(金)までの日を除く。)とし,受付時間は,それぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

- 8 合格者の発表等
 - (1) 合格者の発表

実技試験又は学科試験の合否の結果は、鹿児島県職業能力開発協会が受検者に対して書 面で通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。

また、このほか、2級及び3級の技能検定の合格者には技能士章が交付される。

- 9 その他
 - (1) 随時実施の2級,3級又は基礎級の技能検定については,外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能等の認定に活用されるものである。
 - (2) 受検申請書用紙及び受検案内の請求は、鹿児島県職業能力開発協会に対して行うこと。
 - (3) 技能検定についての照会は、鹿児島県職業能力開発協会(電話 099-226-3240) 又は 鹿児島県商工労働水産部雇用労政課(鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577 電話 099-286-3019) に対して行うこと。
 - (4) 受検申請書用紙及び受検案内を送付の方法により請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、140円分の郵便切手を貼った返信用封筒(角形2号)を同封すること。
 - (5) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によることとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
 - (6) 受検者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例(平成14年鹿児島県条例第67号)第23条の規定により試験結果(実技試験及び学科試験の得点)を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示をする場所は 鹿児島県商工労働水産部雇用労政課とする。

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年3月1日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

曽於郡大崎町菱田字向田3751番の一部及び3752番,志布志市有明町野井倉字古川6866番1の一部並びに字下戸6920番1

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

志布志市有明町野井倉6965番地

サンキョーミート株式会社

代表取締役 楠本幸二

英名1月の名加来の次枚に関ナフハナ

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成31年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契 約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な 資格等について、次のとおり公告する。

平成31年3月1日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 調達をする特定役務の種類
 - (1) コンピュータ関連保守業務 (パソコンの保守及びシステムの保守管理)
 - (2) OA機器賃貸業務(OA機器の賃貸)
 - (3) 給食業務(給食の提供)
 - (4) 会場設営業務 (イベント会場の設営)
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする特定役務の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めること がある。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱(平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。)第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法, 時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、 資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年 法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成31年3月1日から同月15日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入 札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第5条各号のいずれかに該当する者は,入札参加資格審査を受けることができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成31年12月31日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成31年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契 約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な 資格等について、次のとおり公告する。

平成31年3月1日

鹿児島県知事 三反園訓

1 調達をする物品等の種類

物品の購入(電気・通信機器類、計測・理化学機器類、OA機器類、車両類(修理)及び 運動具・天幕類)

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和52年鹿児島県告示第166号。以下 「資格審査要綱」という。)第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定され た者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法, 時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、 資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年 法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成31年3月1日から同月29日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

なお,受付期間の終了後も随時受け付けるが,この場合には入札参加資格審査が競争入 札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者は,入札参加資格審査を受ける ことができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成32年9月30日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成31年3月1日

鹿児島県知事 三反園訓

1 落札に係る物品等の名称及び数量

鹿児島県庁舎で使用する電気

年間予想使用電力量 13,144,051キロワットアワー

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係

鹿児島市鴨池新町10番1号

3 落札者を決定した日

平成31年2月8日

4 落札者の氏名及び住所

九州電力株式会社鹿児島営業所

鹿児島市与次郎二丁目6番16号

5 落札金額

予想使用電力料金 164,141,598円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日

平成30年12月25日

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成31年3月1日

鹿児島県知事 三反園訓

1 落札に係る物品等の名称及び数量 かごしま県民交流センターで使用する電気 年間予想使用電力量 2,898,200キロワットアワー

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係

鹿児島市鴨池新町10番1号

- 3 落札者を決定した日 平成31年2月8日
- 4 落札者の氏名及び住所 九州電力株式会社鹿児島営業所 鹿児島市与次郎二丁目6番16号
- 5 落札金額

予想使用電力料金 39,016,000円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日

平成30年12月25日

.....

一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

平成31年3月1日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称及び数量 建築物の清掃サービス(鹿児島県議会庁舎の清掃業務) 一式
 - (2) 調達をする役務の特質等 入札説明書による。
 - (3) 履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(4) 履行場所

鹿児島県議会庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱(平成2年鹿児島県告示第302号)第7条第3項の規定により入札参加資格(A級の格付に限る。)を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第 5条各号のいずれにも該当しない者であること。

- (3) 本県内に本社を有する者であること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1 項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
- (5) 営業を停止し、又は休止した者で営業を再開したものにあっては、営業再開後2年を経過している者であること。
- (6) 緊急事態が発生した場合,職員からの連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
- (7) 業務開始時において、所要の責任者及び清掃作業従事者の確保並びに機械器具の配備が可能であると認められる者であること。
- 3 入札の方法等
 - (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成31年3月20日午後3時00分
 - イ 場所 鹿児島県庁 (議会庁舎3階) 第4会議室 鹿児島市鴨池新町10番1号
- (3) 入札説明書
 - ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は,入札説明書 による。
 - イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
 - (7) 交付場所 鹿児島県議会事務局総務課総務係 鹿児島市鴨池新町10番1号
 - (イ) 交付期限 平成31年3月11日午後5時15分
- 4 契約条項を示す場所及び期限
 - 3の(3)のイに同じ。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を,入札説明書に定める方法により,入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし,次のア又はイのいずれかに該当するときは,入札保証金の納付が免除される。

なお,入札保証金は,入札終了後還付する。ただし,落札者には,契約締結後還付する。

- ア 入札に参加しようとする者が,入札保証金以上の金額につき,保険会社との間に県を 被保険者とする入札保証保険契約を締結し,当該入札保証保険契約に係る保険証券を提 出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。
- (2) 契約保証金
 - 免除する。
- 6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

- (4) 入札要件の判明できない入札書,入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法 (明治29年法律第89号) 第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

8 最低制限価格

設定する。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県議会事務局総務課総務係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-5013

- 11 その他
 - (1) この入札は、この調達に係る平成31年度予算が成立しないときは実施しない。
 - (2) この入札に係る契約は、平成31年4月1日に確定する。

.....

一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

平成31年3月1日

鹿児島県立種子島高等学校長 松山武史

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称 学校保安警備業務委託
 - (2) 調達をする役務の特質等 入札説明書による。
 - (3) 履行期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

なお,契約は,地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから,契約書に「翌年度 以降において,歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は,当該契約 は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

(4) 履行場所

鹿児島県立種子島高等学校

西之表市西之表9607番地1

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要網(平成2年鹿児島県告示第302号)第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって,当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第

- 5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 緊急事態が発生した場合,連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
- 3 入札の方法等
 - (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成31年3月22日午後1時30分

イ 場所 鹿児島県立種子島高等学校2階会議室

西之表市西之表9607番地1 郵便番号 891-3196

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は,入札説明書による。

- イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
 - (ア) 交付場所 3の(2)のイに同じ。
 - (イ) 交付期限 平成31年3月12日午後4時45分
- 4 契約条項を示す場所及び期限
 - 3の(3)のイに同じ。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を,入札説明書に定める方法により,入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし,入札に参加しようとする者が,入札保証金以上の金額につき,保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し,当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書,入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又 は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法 (明治29年法律第89号) 第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付, 電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

8 最低制限価格

設定しない。

9 契約書案の提出

鹿 児 島 県 公 報 平成31年3月1日(金)第3498号の2

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県立種子島高等学校事務室

西之表市西之表9607番地1 郵便番号 891-3196

電話番号 0997-22-1270

ファックス番号 0997-22-1280

- 11 その他
 - (1) この入札は、この調達に係る平成31年度予算が成立しないときは実施しない。
 - (2) この入札に係る契約は、平成31年4月1日に確定する。

教育委員会規則

鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月1日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第2号

鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則

鹿児島県立高等学校学則(昭和27年鹿児島県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第10条から第12条までの規定中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。 別記第3号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県立高等学校学則第10条から第12条までの規定は、この規則の施行の日以後に鹿児島県の設置する高等学校に入学した生徒(第17条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修する者を除く。)に係る学習の評価及び課程修了の認定について適用し、同日前に入学した生徒(第17条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修する者を含む。)に係る学習の評価及び課程修了の認定については、なお従前の例による。